

中小企業者の被害に

復旧のための 各種融資制度

被害を受けた中小企業者が利用できる、事業の復旧を促進するための融資があります。

〈セーフティネット資金(千葉県制度融資)〉

融資機関／取引先金融機関

対象／県内の被災した中小企業者

資金使途／災害復旧のための設備資金や運転資金

限度額／●一般枠：8千万円(担保がある場合は2億8千万円)

●市町村認定枠：8千万円(担保がある場合は2億8千万円)

利率／融資利率1.0%～1.7%

保証料率／0.4%～1.85%

融資期間／●設備資金：10年以内 ●運転資金：7年以内

そのほか／一般枠、市町村認定枠で必要な要件や書類が異なります。

〈災害復旧貸付〉

融資機関／日本政策金融公庫千葉支店(☎043・243・7121)

対象／被災した中小企業者

資金使途／災害復旧のための設

備資金と運転資金

限度額／1億5千万円

利率／1.11%

※信用リスクなどで異なります。

融資期間／●設備資金：15年以内 ●運転資金：10年以内

そのほか／経営責任者の個人保証が必要となる場合があります。

5年経過ごとに金利見直し制度を選択できます。

〈傷病災害時貸付〉

融資機関／商工組合中央金庫千葉支店(☎043・248・2345)

対象／被災した小規模企業共済制度加入事業者

資金使途／災害復旧のための設備資金と運転資金

限度額／掛け金の範囲内で1千万円以内

利率／0.9%

融資期間／●融資額500万円以下：3年 ●融資額505万円以上：5年

閩商工観光課商工労政班(☎62・5874)

事業者向け

雇用に関する支援

台風で被害を受けた事業所は、雇用に対する支援が受けられま

す。

〈一時的に離職された人への雇用保険の失業給付支給〉

申請先／銚子公共職業安定所(☎0479・22・7406)

対象者／災害の影響で、市内の事業所が事業を休廃止したため一時離職した従業員

金額／雇用保険の失業手当の範囲内

そのほか／特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた人は、一時離職した後に雇用保険被保険者資格を取得しても、一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されます。

制度を利用する従業員がいる事業所は、速やかに雇用保険被保険者離職票の交付手続きを行いましょ。

〈災害により事業活動を縮小した場合の雇用調整助成金〉

申請先／銚子公共職業安定所(☎0479・22・7406)

対象／災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者

金額／休業手当相当額の3分の2(中小企業の場合)

そのほか／従業員の雇用を維持するため一時的に休業などを行い、休業手当を支給した場合に

限ります。支給には実際に休業を行う前に、計画書を提出する必要があります。

閩商工観光課商工労政班(☎62・5874)

無料電話相談

台風15号に関する「困りごと相談」

千葉県弁護士会では、被害に関する電話での相談を受け付けています。

時間／午前9時～正午、午後1時～5時

※土・日曜日、祝日を除く。

相談窓口／043・227・8431

※「台風15号に関する相談」と伝えてください。

閩千葉県弁護士会(☎043・227・8431)

無料相談

台風15号に関する「健康相談」

市と県では、災害後に不眠が続くなど、健康に関する相談を受け付けています。

相談窓口／●市健康管理課(☎63・8766) ●海匠健康福祉センター(☎0479・72・1281)

閩健康管理課予防班(☎63・8766)

災害に便乗した悪質商法に注意

今回の災害に便乗した悪質商法が多発しています。不審な電話や訪問、勧誘などに注意し、困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

事例1

知らない業者が訪問し「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根の修理ができる」と言われた。保険申請も代行してくれると言うので契約したが、後日高額な請求が届いた。

事例2

「無料で配水管の点検をする」と業者が訪ねて来た。点検後に「早く洗浄しないと配水管が詰まり、高額な修理費がかかる」と言われ契約した。

アドバイス

- まずは保険を契約している損害保険会社や代理店に直接相談しましょう。
- 住宅の修理などが必要な場合は、慌てず複数の業者から見積もりを取り、検討しましょう。
- 契約を急がれてもその場で契約せず、家族や周囲に相談し、必要ない場合は断りましょう。

閩旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)

保険料の免除

国民年金

住宅や家財、そのほかの財産に、おおむね2分の1以上の損害を受けた人は、申請することによって、保険料が全額免除になります。

免除期間／8月分から令和3年6月分まで

※令和2年7月分以降は改めて申請が必要です。

申請方法／窓口にある免除申請書と被災状況届を記入し、市保険年金課か年金事務所へ提出し

てください。申請にはり災証明書と身分証明書が必要です。

申請書などは、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。本人または同居の家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

☎**閩門市保険年金課高齢者医療年金班**(☎0479・62・5332)・**佐原年金事務所**(☎0478・54・1442)

保険料の減免

後期高齢者医療保険料

住宅に著しい被害を受けた被保険者は、申請により千葉県後期高齢者医療広域連合が認めた場合、保険料の減免が免除が受けられます。

対象／住宅、家財、そのほかの財産の10分の2以上の被害を受けた人

減免の割合／表4のとおり

申請方法／窓口にある減免申請書に必要事項を記入し、り災証明書、身分証、印鑑を持参の上、提出してください。

くわしくは保険年金課に問い合わせてください。

☎**閩門保険年金課高齢者医療年金班**(☎62・55882)

被害農業者への支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧、施設の撤去を緊急的に支援します。

補助率／●園芸施設共済加入の場合・共済金の国費相当額を合わせて事業費の10分の5以内

●園芸施設共済非加入の場合・事業費の10分の3以内

※県と市の追加補助も予定されています。

☎**閩農水産課振興班**(☎74・3671)

農林水産業被害に

利用可能な制度融資

被害を受けた農業者や漁業者が利用できる、制度資金があります。くわしくは各金融機関か、市農水産課に問い合わせてください。

＜千葉県災害対策資金＞

融資機関／各金融機関

対象／所得の5割以上が農業や漁業所得の農業者、漁業者

用途／●経営安定資金・事業の再生産に必要な資金 ●施設復

旧資金・農業、漁業用施設を復元するための資金
貸し付け開始予定／10月下旬
※令和2年3月31日までに貸し付け実行を終了した人が対象。
金利／0%
限度額／被害額の80%以内で、経営安定資金は600万円、施設復旧資金は1千万円
償還(据置)期間／●経営安定資金・5年以内 ●施設復旧資金・6年以内(2年以内)
その他の資金

●**農林漁業セーフティネット資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により経営に支障をきたしている農林漁業者
用途／運転資金
金利／0.02%

●**農林漁業施設資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により農業(漁業)施設の復旧が必要な農林漁業者
用途／設備資金
金利／0.02%

●**農業(漁業)近代化資金**
融資機関／農業協同組合、信用漁業協同組合連合会など
対象／農業者、認定農業者、漁業者など
用途／建構築物等造成資金、長期運転資金など

●**農林漁業セーフティネット資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により経営に支障をきたしている農林漁業者
用途／運転資金
金利／0.02%

●**農林漁業施設資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により農業(漁業)施設の復旧が必要な農林漁業者
用途／設備資金
金利／0.02%

●**農業(漁業)近代化資金**
融資機関／農業協同組合、信用漁業協同組合連合会など
対象／農業者、認定農業者、漁業者など
用途／建構築物等造成資金、長期運転資金など

●**農林漁業セーフティネット資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により経営に支障をきたしている農林漁業者
用途／運転資金
金利／0.02%

●**農林漁業施設資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により農業(漁業)施設の復旧が必要な農林漁業者
用途／設備資金
金利／0.02%

●**農業(漁業)近代化資金**
融資機関／農業協同組合、信用漁業協同組合連合会など
対象／農業者、認定農業者、漁業者など
用途／建構築物等造成資金、長期運転資金など

●**農業経営基盤強化資金(スパーL資金)**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／認定農業者
用途／建構築物等造成資金、長期運転資金など
金利／0.02%

●**農林漁業セーフティネット資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により経営に支障をきたしている農林漁業者
用途／運転資金
金利／0.02%

●**農林漁業施設資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により農業(漁業)施設の復旧が必要な農林漁業者
用途／設備資金
金利／0.02%

●**農業(漁業)近代化資金**
融資機関／農業協同組合、信用漁業協同組合連合会など
対象／農業者、認定農業者、漁業者など
用途／建構築物等造成資金、長期運転資金など

●**農林漁業セーフティネット資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により経営に支障をきたしている農林漁業者
用途／運転資金
金利／0.02%

●**農林漁業施設資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により農業(漁業)施設の復旧が必要な農林漁業者
用途／設備資金
金利／0.02%

●**農業(漁業)近代化資金**
融資機関／農業協同組合、信用漁業協同組合連合会など
対象／農業者、認定農業者、漁業者など
用途／建構築物等造成資金、長期運転資金など

●**農林漁業セーフティネット資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により経営に支障をきたしている農林漁業者
用途／運転資金
金利／0.02%

●**農林漁業施設資金**
融資機関／日本政策金融公庫
対象／災害により農業(漁業)施設の復旧が必要な農林漁業者
用途／設備資金
金利／0.02%

各種相談窓口

被害に遭った中小企業者に

被害に遭った中小企業者の特
別相談窓口が開設されています。

●日本政策金融公庫千葉支店
(☎043・243・7121)

●商工組合中央金庫千葉支店
(☎043・248・2345)

●千葉県信用保証協会(☎043・221・8111)

●千葉県商工会連合会(☎043・305・5222)

●千葉県中小企業団体中央会
(☎043・306・3281)

●千葉県よろず支援拠点(☎043・299・2921・千葉県産業振興センター)

●閩商工観光課商工労政班(☎62・5874)

表4 減免の割合
住宅、家財、そのほかの財産に10分の2以上の被害を受けた場合

前年中の被保険者と その世帯に属する被保険者の総所得金額など	減免の割合	
	損害の程度が10分の5以上(全壊)	損害の程度が10分の2以上10分の5未満(大規模半壊・半壊)
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1